

組合そくほう

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合

URL <http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

信州大学教職員組合事務局
直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)

内線：811-2341

akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 835 号 2017 年 3 月 24 日発行

扶養手当問題、たった 2 回の団体交渉で決裂

～大学側、扶養手当の不利益変更を認めず、強行実施を予告～

3月8日、人事院勧告に伴う扶養手当の見直しに関して第2回目の交渉がおこなわれました。今回の交渉ではさらに詳細な資料をもとに議論をおこない、特に職員に対する支給額の影響（増収・減収）と該当職員数を示した11通りのモデルケースに対して、活発な質疑応答がおこなわれました。

その結果、平成29年度の増収職員は484名、減収職員が388名、増減のない職員が8名（平成29年1月現在の認定状況から）とはじき出され、影響額（大学の持ち出し）は370万円であることが示されました。またモデルケースによる完成年度（平成31年度）以降と現行の支給額（試算）を比較すると、完成年度での増収職員では最大104,857円/年、最小7,490円/年、減額職員では最大-232,184円/年、最小-37,449円/年となり、減額職員は明らかに不利益変更となることが明らかとなりました。

組合側は、示された11のモデルケースより、特に配偶者と子1人を扶養している職員（モデルケース③）、配偶者のみの職員（同⑤）、配偶者と高齢の父母等を扶養している職員（同⑧、⑨）、高齢の父母等を扶養している職員（同⑩、⑪）が犠牲になることには大いに問題があるとして、経営者として働く職員を大切にすべく主体的な改正案を提示することを要求しました。しかしながら大学側は当初案がすでに既定路線であるかのように主張するにとどまり、さらに組合側が代償措置としての検討の余地があることを示しても、大学側からの誠実な回答は得られませんでした。また議論が双方噛み合わないことから、組合側から労使合意の上で制度化すべきとして、平成29年度実施を見送り、継続的に話し合いをすべきであることを提案しましたが、これに関しても平成29年度から実施するとして拒否、この問題は「交渉決裂」という事態に至りました。

なおこの件に関して、山口大学では学長から代償措置が提案（①大学実施の健康診断後の二次検診の職務専念義務の免除（非常勤職員も対象）、②介護休業の「対象家族」の緩和）され、また同様に鳥取大学でも学長から代償措置案（①経過措置を平成30年度から実施、②配偶者のない場合の1人目の子にかかる手当額について、平成31年度末までの間、現行を維持）が出されています（交渉継続中、たぶん）。

ここでちょっと労働契約法の予備知識として確認しておきますと、第9条では、「使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない」とされ、続く第10条では次の諸点に変更の合理性が認められる場合は変更可能としています。それは、(1)労働者の受ける不利益の程度、(2)労働条件の変更の必要性、(3)変更後の就業規則の内容の相当性、(4)労働組合との交渉状況、(5)その他の就業規則変更に関わる事情、です。組合としては今回のわずか2回の交渉のみで、多くの職員に相当額の不利益な変更となるにもかかわらず、改善策を全く示さないどころか代償措置さえも提示せず、また働く者の意見に耳を傾けることもなく、即座に交渉を打ち切ったことに強い憤りを感じております。こうした大学側の不誠実な対応に対して、今後とも労働待遇改善に向けて粘り強く闘っていく覚悟を、今一度確認する必要があるでしょう。多くの組合員、教職員にご支援とご協力を心から願うものであります。

団体交渉参加者の感想

増額される人が約 60 %、減額される人が約 40 %。増額される人はうれしいでしょうが、減額される人は嫌な思いをします。

組合側が減額される人のことを配慮してもらえないかと要求すると、大学側は人事院勧告にはそれなりの合理性があると「この案を呑んで欲しい。この案以外は考えていない。」との一点張り。

これでは団体交渉ではなく、お上からの御通達です。信州大学は文科省に直接属しているのではなく、独立法人として正に独立しているのです。いつまでも昔のままのつもりでいて貰っては困ります。

信州大学は研究面では、独創性があるとの社会的評価を受けているのに、管理・運営では前時代的です。今の日本の政治とよく似ています。これでは、大学の健全な発展はありません。

組合に結集して、このような前時代的なやり方を変えていきましょう。 (T. H)

団体交渉所感

中央執行委員長 西一夫

「交渉」とは、手近な国語辞典には以下のように定義されている。

交渉：取り決めをするために、相手と話し合うこと。人と人との交わり。かかわりあい。関係。(明鏡国語辞典)

今回の団体交渉は、果たして「交渉」であったのか。そうした思いが痼りのように残る。大学本部からの要請で開催された今回の交渉は「示達」だったのではないか。

示達：上級官庁から下級官庁などに指示や注意を通達すること。また、その知らせ。(明鏡国語辞典)

人と人々が膝をつき合わせて、よりよいものを創造しようとする。そのために智慧を絞り、意見を交わすのが「交渉」なのだろう。そうした協力的な雰囲気、あの場には感じられなかった。よりよいものを創造するための努力を惜しんではならない。「骨身を惜しまず」不断の努力が一層求められる。他者への配慮、そうした言葉も空しくなる。誰のために為すのか。そうしたことを普段から考えつつ、教育と研究、さらに各自の業務に当たられている組合員のために更なる「交渉」の場を設定しなくてはならない。今回は「決裂」という結果であったことは、本当に惜しまれる。

決裂：意見がまとまらず物別れになること。(明鏡国語辞典)

2017 年組合規約変更のための全組合員投票について	2017 年度信州大学教職員組合役員選挙について
選挙権者：3月1日時点での信州大学教職員組合員 告示日：3月17日(金) 投票場所：支部が指定する場所 投票日：3月24日(金)～28日(火)で、支部が指定する日 開票：3月29日(水) 結果公表：3月29日(組合そくほうメール版) ※詳細については各支部へメール連絡済みです。 ※全組合員投票へのご協力をお願いいたします。	・中央執行委員長1名・中央執行副委員長1名 ・事務局長1名・中央執行委員10～12名 ・監査委員2名 役員候補者資格4月10日時点信州大学教職員組合員 立候補・推薦届 締切：4月17日(月)12時 選挙権者4月10日時点信州大学教職員組合員 選挙公報4月19日(水)に候補者の氏名、所属、抱負(推薦文)などを掲載した選挙公報を配付。 投票場所 支部が指定する場所 投票日4月21日(金)～27日(木)の間で、支部が指定する日 開票：4月28日(金) 結果公表：4月28日(組合そくほうメール版)

※組合規約変更投票、役員選挙について不明な点等ございましたら事務局までお問い合わせください。